

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年10月 6日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水補給水系復水貯蔵タンク液位指示計において、液位検出用フロート(液位を測定する浮き)の固着が認められたため、当該液位指示計を点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	残留熱除去機器冷却海水系(B)フィルターにおいて、フィルター水室内面に腐食が認められたため、当該原因を調査・対応検討。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	換気空調補機冷却系廃棄物処理建屋冷凍機出口冷水配管において、配管保温材より水の滴下(5～20分に1滴、汚染なし)が認められたため、当該原因を調査。 なお、水の滴下箇所には仮設の受容器設置。	GⅢ	
4	その他	管理区域内配備救急器材搬出時の汚染検査において、携行品でない物品を携行品モニターで測定したことが認められたため、当該原因を調査・対応検討。 なお、測定物品に汚染が確認されたため、搬出せず管理区域内で保管。	GⅡ	